5. 会社都合(倒産、解雇等)や定年、会社都合に準じる理由により退職したための申請

次の場合、この扶養状況説明書は不要です。

◎被保険者の出向等に伴う労金健保内での異動の際、被扶養者の収入状況や生計を維持される状況が従前から変わらない場合(嘱託再雇用時を除く)。 *その場合は、「被扶養者(異動)届」の「備考欄」に、異動前の記号番号をご記入ください。

【申請にあたっての注意事項】

1. 被保険者の資格取得に伴う申請

2 申請の事由

[全国労働金庫健康保険組合 業務部 № 03(5217)3162]

日

令和

- ・対象者の年金収入(障害、遺族を含み、公的・企業・個人年金の全て)と他の収入を合わせた年間収入が、130万円(60歳以上と障害年金受給者等は180万円)未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること、別居の場合は、被保険者からの送金額より少ないことが、申請の基本要件となります。
- ・以下の設問内の該当する番号や記号に○、□に✔、または必要事項を記入して、確認書類(誓約書、申請書を除き、基本的に「写し」で可)を添付のうえご提出ください。
- ・雇用保険の失業給付を受けるときは、『失業給付を受ける場合の扶養申請について(説明)』を必ずご確認願います(労金健保ホームページ「申請書類一覧」内に掲載)。
- ・書類を提出すれば、無条件に被扶養者として認定されるものではありません。また状況によっては追加書類の提出を求めることがあります。

1 申請するご家族の氏名(対象者)	年齢	続柄(実母など)	学年/職業等	同居/別居	今後の年収見込み額
	歳			同居・別居	万円

上記 2~7に該当の場合、その事由の発生日(例:退職日、失業給付の受給終了日、配偶者の死亡日等) →

2. 対象者が配偶者と離婚したことによる申請	6. 自己都合により退職したための申請
3. 対象者の配偶者が死亡したことによる申請	7. その他 (
4. 失業給付の受給終了による申請	

 3 対象者が加入していた(る) 医療保険
 確認書類

 1. 他の健康保険、共済組合 [a 本人 b 家族]
 ←追って「資格喪失証明書」を提出していただくことがあります

 2. 任意継続被保険者 [a 本人 b 家族]
 ←a の場合は、任意継続の「資格喪失証明書」を添付してください

 3. 国民健康保険、その他 ()
 状況に応じて確認書類が必要になることがあります

4	対象者の現在の収入/(未)就労状況	収入額	確認書類					
	1. 給与収入(パート・アルバイト等)		直近3カ月分の「給与明細書」、なお、平均月収が8.8万円以上の場合は					
収	1. 和子权人(八一下・)//八八下等/	約	「労働条件通知書」等、勤務時間・日数、勤務先名が確認できる書類も必要					
入	2. 年金収入 (老齢・遺族・障害年金、企業年金、個人年金等)	約	直近の「年金振込通知書」や「年金改定通知書」等					
が有	3. 雇用保険の失業給付を受給中	円/日	次の設問5でご確認ください					
ると	4. 傷病手当金・出産手当金・労災給付金を受給(手続)中		「支給決定通知書」や「振込通知書」等、金額(日額)がわかる書類					
とき	5. 事業収入(自営、農業、販売、不動産賃貸等)	約	直近の「確定申告書(控)」と「収支内訳書」等					
	6. その他())	約	状況に応じて書類が必要になることがあります					
収	1. 専業主婦(夫)							
入が	2. 求職中、失業給付の手続中または受給期間延長中	前職を退職後1年以内	の場合は退職日を記入してください。					
無	3. その他())	J	→ 令和 年 月日					
と	【 無職・無収入の場合の申告欄 】(上記1~3に無収入の状況							
3	□ 申請する対象者は現在無職で収入がありません。	また、今のところ就労	(就職)予定もありません。					

※対象者が「現在、失業給付を受給(手続)中」「退職後1年以内」「退職後1年以上でも受給期間延長中」のいずれかに該当する場合のみ回答してください。

5	雇用保険の失業給付についての申告欄 (該当するものに✔をして申告してください)	確認書類
	失業給付の受給(権)はありません。 →〔 a すでに受給終了 b 雇用保険に未加入 c 加入期間不足 d その他〕	Αカ ᠈Β カ ᠈C カ ᠈E
	就労する意志がないため失業給付の受給手続きを行いません(受給手続きを行った時は速やかにCとGの書類を提出します)。	AかBかC
	受給期間を延長(中)のため、失業給付を受給しません(受給手続きを行った時は速やかに C と G の書類を提出します)。	(AとG)か(DとG)
	失業給付を受給予定です。 現在は〔 a 受給手続前または手続中 b 待期期間中または給付制限期間中〕です。	(AとG)か(CとG)
	失業給付を受給中です。 なお、基本手当日額は、3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)です。	(A C G) (C C G)

確認書類 A「離職票1と2」 B「雇用保険資格喪失確認通知書」 C「雇用保険受給資格者証(両面)」 D「雇用保険受給期間延長通知書」 E「雇用保険未加入 (A~G) の旨が確認できる退職証明書」等 ※A~Eはいずれも書類の写し G「誓約書(失業給付)」(当健保組合指定用紙)

6	あなた(被保険者)以外	の扶養義務	者の有無と	その方が対象	者を扶養でき	ない(していない)理由や状況について	◆あなた以外の扶養義務者とは(例)
	あなた以外の	対象者	対象者と	扶養義務者の	対象者への生計	あなた以外の扶養義務者が対象者を	母の申請 … 父(母の配偶者)
	扶養義務者の氏名	との続柄	同居/別居	年間収入額	費援助額(年間)	扶養できない理由や扶養していない状況など	・父母の申請 … あなたの兄弟等
			同・別				・孫の申請 … 孫の両親等
			161 700	万円	万円		◆状況によっては、あなた以外の扶
			同・別				養義務者の収入額を確認させてい
			1.1 17.1	万円	万円		ただくことがあります。

※被保険者と同居の場合は、7の設問を回答する必要はありません。

NIXMORE CENTED SIGNATURE OF SECTION SE								
7 あなた(被保険者)が対象	象者へ送金	を(仕送り)している生計費	費等		確認書類			
〔対象者にかかる生計費〕		〔対象者への送金額〕			「送金(仕送り)額が確認できる書類」(振込記録・現金書留送金控え等)を			
月平均:約	万円	毎 月:	万円(年 12 回)		直近6カ月分添付してください。また、これから送金を始める場合は「初回分の実績書類」と当健保組合指定の「申告書(送金)」を添付してください。			
(年間:約	万円)	賞与時:	万円(年	回)	なお、公平な審査を行うため「一括送金」「現金手渡し」は認められません。			

8	被保険者の収入状況		収入額(見込額)	確認書類		
ア.	事業所(金庫等)からの給与、賞与	約_	万円/年			
イ.	年金、その他 ()	約	万円/年	対象者の年収が、被保険者の年収「ア」の1/2以上になる場合は、「イの年収が確認できる書類」が必要です		

◆上記各欄に記載されている以外の確認書類

[◎は必須、〇は該当する場合のみ]

- ◎ 対象者世帯の「住民票(続柄の記載がある世帯全員分)」ただし、被保険者と同居の場合で住民票(世帯)が異なるときは、両世帯分必要です。
- 対象者が 18 歳以上で学生・生徒の場合は、当年度の在学が確認できる 「学生証」「生徒証」または「在学証明書」。
- ○「住民票」で被保険者との続柄が確認できないときは、「戸籍抄本」等。

/ 上記のとおり相違ありません。		年	月	日
被保険者等記号・番号	_			
被保険者氏名(自署)				